

## 首都圏さっぽろ応援ショップ要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、首都圏においてさっぽろの魅力を広く発信し、さっぽろを応援したいと考える「首都圏さっぽろ応援ショップ」(以下、「応援ショップ」という。)の認定に関する手続き及び活動について、必要事項を定めるものとする。

### (事務局)

第2条 応援ショップの事務局は、札幌市総務局東京事務所(東京都千代田区有楽町2丁目10-1 東京交通会館3階)に置く。

### (対象者等)

第3条 応援ショップの対象は、首都圏において民間事業者等が設置し、又は運営する飲食店又は物販店(以下、「店舗等」という。)とする。

2 認定を申請することができる者は、前項に規定する店舗等の責任者等とする。

### (認定要件)

第4条 事務局は、第5条の規定により申請があった場合、次に掲げる要件を満たす場合に認定することができる。

- (1) さっぽろに愛着があり、さっぽろを応援したいという思いがあること。
- (2) 店舗内において、さっぽろのプロモーションに関わる情報発信を行うこと。
- (3) 札幌・北海道で生産された食材及び食品等の使用・販売に努めること、またその他、札幌を独自にPRするアイデアの考案に努めること。
- (4) 東京都新型コロナウイルス感染症対策条例に基づき、「感染防止徹底宣言ステッカー」を登録・店舗内掲示していること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる業種又は企業・団体は当会への登録をすることができない。

- (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当する企業・団体
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類似する業種
- (3) 各種法令等に違反している企業・団体
- (4) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない企業・団体
- (5) 社会問題を起こしている業種又は企業・団体
- (6) 特定の政治、思想又は宗教の活動を行う企業・団体
- (7) その他前各号に準ずる業種又は企業・団体

(申請)

第5条 認定を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、前条の規定する要件を確認のうえ、首都圏さっぽろ応援ショップ登録申請書（様式1）を事務局に提出しなければならない。

(認定方法)

第6条 事務局は前条の規定により申請があった場合、その内容を精査し認定の可否を決定するものとし、認定する場合は首都圏さっぽろ応援ショップ登録認定書（様式2）を申請者に交付し、非認定の場合は非認定通知書（様式3）を申請者に交付するものとする。

(店舗等活動)

第7条 認定を受けた店舗等は、首都圏においてさっぽろの魅力を広く発信し、さっぽろを応援するため、次に掲げる活動を展開する。

- (1) 札幌市等が実施するシティプロモーション活動への参加及び協力
- (2) 札幌市等に対する提言、意見交換等

(事務局事務)

第8条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 認定を受けた店舗等への配布物の制作と配布
- (2) 首都圏さっぽろ応援ショップの広報活動
- (3) その他に必要な活動

(登録事項の変更)

第9条 認定を受けた店舗等は、登録情報に変更が生じた場合、事務局へ店舗等情報変更申請書（様式4）を提出するものとする。

(退会手続き)

第10条 退会を希望する認定を受けた店舗等は、事務局へ退会申請書（様式5）を提出するものとする。

(認定の取消し)

第11条 事務局は、認定を受けた店舗等が次のいずれかに該当する場合は、退会させることができる。

- (1) 公序良俗に反する行為を行った場合
- (2) 会員として相応しくない行為を行った場合
- (3) 虚偽その他不正な手段によって会員となった場合
- (4) 当会に入会后、第4条第2項各号に掲げる業種又は企業・団体のいずれかに該当することとなった場合

2 事務局は、認定を取消した場合、首都圏さっぽろ応援ショップ認定取消通知（様式6）により、当該店舗等に通知するものとする。

（認定の有効期限）

第12条 認定の有効期限は、前条の規定による認定の取消しが無い限り、継続するものとする。

（個人情報）

第13条 事務局は認定を受けた店舗等の個人情報を配布物の送付、各種通知、店舗等の管理など本活動に必要な範囲を超えて利用しない。

（会則の変更）

第14条 事務局は、本要領について、認定を受けた店舗等の承諾なく変更できるものとし、変更後は直ちに全ての認定を受けた店舗等に適用されるものとする。

2 本要領を変更する場合、事務局は認定を受けた店舗等に対し、文書又はホームページ等で通知するものとする。

附則

この要領は、令和2年12月14日から施行する。